平成２３年（フ）第５３０号
金沢市此花町１番14号、従前の住所金沢市菊川１丁目23番42号
債務者　石田　陽子
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１２０６号
京都市西京区山田中吉見町７番地１　北桂雲荘303
債務者　佐々木啓子
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４９０号
京都府木津川市梅美台１丁目２番地１　梅美台１―402号
債務者　正﨑　真人
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１５９３号
京都市北区大宮南林町36番地　マンションフリーデン６―101号
債務者　中沢　清一
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１５９４号
京都市北区大宮南林町36番地　マンションフリーデン６―101号
債務者　中沢　洋子
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６３６号
京都市山科区厨子奥若林町15番地14
債務者　後藤　祐子
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６６６号
京都市山科区椥辻草海道町23番地112　チェリーパレス305
債務者　柿本　千秋
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６８１号
京都府長岡京市緑が丘10番10号
債務者　小原美作雄
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６８２号
京都府長岡京市緑が丘10番10号
債務者　小原　美雪
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６８６号
京都市伏見区桃山町伊賀67番地の１　府営団地２―206号
債務者　堀池　幸宏
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１７１５号
京都市左京区一乗寺里ノ前町77番地２
債務者　奥埜さと子
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８４８号
兵庫県尼崎市久々知１丁目27番７号　コーポラス久々知301号、前住所兵庫県尼崎市潮江２丁目３番25号　ファーストランド201号
債務者　蔵田　直樹
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８８７号
兵庫県西宮市甲子園春風町１番５―101号
債務者　藤川　浩治
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８９６号
兵庫県尼崎市食満７丁目11番１―105号
債務者　白瀬　美喜
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９３１号
兵庫県西宮市越水町13番34号　パセオ越水202号、前住所兵庫県西宮市南甲子園１丁目９番１―207号
債務者　橋長　秀美
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９５５号
兵庫県尼崎市西立花町３丁目１番７号
債務者　射場　征雄
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９６５号
兵庫県尼崎市東園田町１丁目245番地　メモリアルキューブ24・301号室
債務者　大塲　千晶
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係